

1. 「リスキリング」とは

10月に岸田首相が所信表明演説にて「リスキリング」という語を用い、個人のリスキリングに対する公的支援として人への投資策を5年間で10兆円のパッケージにすると表明しました。近年、この「リスキリング」という語をよく見かけるようになりましたが、これがどのようなことを指すか、見てみたいと思います。

リスキリングは Reskilling(リ・スキリング)であり、冒頭で触れた首相の所信表明演説では「リスキリング、すなわち、成長分野に移動するための学び直し」としていました。経済産業省の「デジタル時代の人材政策に関する検討会」の資料では「新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること」としてしています(2021年2月26日第2回検討会資料より)。世界的には、世界経済フォーラムのダボス会議で2018年から「リスキル革命」と銘打ったセッションが行われ注目されました。これらにおいては、技術の変化に応じた新たなスキル…主にDXに向けてのスキルの再習得という意味で用いられていますが、株式会社第一生命経済研究所のレポートでは、「リスキリングはデジタル分野の学び直しだと考えられがちであるが、デジタルだけに限らず、市場のニーズがあるところに学びの対象はある。」としています(2022.12.01「ここが知りたい『政府が1兆円投資するリスキリングとは?』」)。

リスキリングを「DXのこと」とだけ捉えるのではなく「変化に対応するための教育訓練」と捉えると、更に身近で重要な課題と認識できます。その観点からすると、リスキリングに関する調査・研究で指摘される諸々の課題…例えば、検討会の資料では、業務外で学ぶことの重要性が十分理解されていない、企業内で社員が学びやすい雰囲気を作ることも重要などが挙げられています…が、DX推進の分野に限らない社内の教育訓練に関する課題解決の糸口になるのではないのでしょうか。

2. 政府の現在(いま)から労働基準法の基本を確認すること

労働政策審議会労働条件分科会では「労働契約制度及び労働時間制度等について(これまでの議論の整理)」として情報を公開しています。そのうち年次有給休暇については、①令和7年までに「取得率を70%以上とする」という政府の目標を踏まえ、年次有給休暇の取得率の向上に向けた一層の取組を検討することについてどのように考えるか。②年5日以内とされている年次有給休暇の時間単位での取得について、上限日数を引き上げることや、使用者の時季指定義務の取得義務日数に時間単位で取得した時間も含めることについてどのように考えるか。といった内容がまとめられています。

そこで、今回は年次有給休暇についての基本をおさえておきたいと思います。年次有給休暇は、労働基準法第39条に定められています。労働者に与えられた権利であり、入社日から半年間の継続雇用と、全労働日の8割以上の出勤で取得することになります。付与日数は、労働条件により定められておまして、厚生労働省ホームページなどで確認することができます。ご不明な点があればお問い合わせいただければと思います。

平成31年4月、労働基準法改正により法定の年次有給休暇日数が10日以上全ての労働者に対して毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇管理簿を作成したうえで3年間の保存、第39条第7項違反(年5日の年次有給休暇をさせなかった場合)による罰則も定められました。取得率を70%以上とする目標まで、残り2年と少となりました。現状の社内整備と、今後の動向に注目していただければと思います。

※ 参考資料 労働政策審議会(労働条件分科会)資料、リーフレット「年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

● 編集後記 ●

東京ドームで行われたアーティストのコンサートに行きました。コロナ時期言っていなかったもので、コンサートなんて3年以上ぶり。ペンライトは全員Bluetoothでライトのカラーが完全制御されて美しい光景。声も出さず盛り上がる音が出る団扇の配布等、工夫が満載でした。ライブ事業もアフターコロナで進化していました！(秋山)